

2008年6月5日

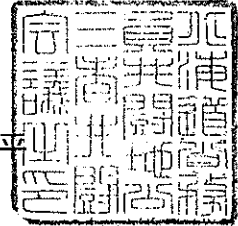
地方公務員公務災害補償基金  
北海道支部長

高橋 はるみ 様

北海道公務員共闘会議

地公三者共闘会議

議長 出村 良平



## 地方公務員災害補償基金支部審査会の存置を求める緊急申し入れ

平素は、地方公務員の福利厚生事業に並々ならぬ努力を続けておられることに心から敬意を表します。

さて、総務省は、行政不服審査法制度の抜本的見直しをめざし、行政不服審査制度検討会（座長：小早川光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授）を設置して、検討を続け、2007年7月17日に最終報告が取りまとめられました。

同報告にもとづき総務省は、行政不服審査法及び行政手続き法の改正作業をすすめ、改正案を4月11日（金）に閣議決定を行い、本国会に提出となりました。行政不服審査法は、行政不服審査全体の一般法であり、それにもとづく地方公務員災害補償法も支部審査会の廃止など大幅に改正される内容となっております。このことは、地方公務員の公務災害認定に極めて大きな影響を与えます。

地方公務員の災害補償制度においては、不服審査の結果、原処分を取り消して公務上の災害と認める裁決が出される割合が労災保険と比べると比較的高いものとなっております。これは、①各都道府県・政令市に第三者機関の支部審査会が設置されるとともに職員の代表が参与として意見を述べられる制度となっていること、②支部審査会に加えて本部審査会が設置され、二審制となっている、ことがその理由の一つとして挙げられます。

以上のようなことから、審理の迅速性を確保すべきとの趣旨は理解しつつも、請求者の救済という最も基本的な制度の趣旨に鑑み、現行制度の機能と利点については存置すべきであると考えます。その上で審査の迅速性の確保を図るべきであり、これまで以上に職員の立証等が行いやすくするよう見直しを行うべきです。

地方分権の促進、並びに全国の地方公共団体で働く公務員の多様な実態を踏まえ、支部審査会の廃止は行うべきではないことを基金本部並びに総務省に要請するよう申し入れます。